

答 申 第 5 1 号
平成17年 3月29日

尼崎市水道事業管理者
吉井 恵一 様

尼崎市公文書公開等審査委員会
会長 芝池 義一

公文書の部分公開決定処分に係る異議申立てに対する
諮問について（答申）

平成15年6月6日付け尼水経第111号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成15年4月16日付け部分公開決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市水道事業管理者が平成15年4月16日付け尼水経第22号の2で行った部分公開決定処分(以下「本件部分公開決定処分」という。)において非公開とされた「設計金額に係る部分」のうちで公表されている図書(下記「第4 審査委員会の判断」の3を参照)から判明する数字などの情報及びそこから計算などにより導き出される情報は、公開することが妥当である。また、「設計単価」を含め実施機関が独自に算出した数字については、非公開が妥当であるが、この非公開部分の判別ができるような形で部分公開措置をやり直すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成15年4月2日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報保護に関する条例(以下「条例」という。)第4条の規定により行った「 尼崎市水道局の庁舎内に尼崎市水道工事業協同組合が部屋をかりているのはなぜか、その理由、経緯、直近の賃貸契約書の一切 尼崎市水道局が尼崎市水道工事業協同組合に、配水管のせん孔工事を独占して委託させている経緯、理由、法的根拠、契約に対する起案書、直近の委託契約書の一切」の公文書公開請求に対し、尼崎市水道事業管理者(以下「実施機関」という。)が、「1 企業用財産許可申請書 2 企業用財産使用許可書 3 配水管せん孔及び不断水せん孔工事の施工について 4 随意契約要望 5 配水管及び不断水せん孔工事委託契約書」(以下「本件公文書」という。)を特定したうえ、平成15年4月16日に行った本件部分公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が意見書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

公文書非公開理由(後記)の1(1)に対しては認める

公文書非公開理由(後記)の1(2)に対しての意見

条例第7条第7号によれば、公開することにより、将来事業が達成、支障があるときは非公開することが出来るとあるが、穿孔工事は単価契約(1ヶ所工事を施工すればいくらと価格を決める)し、随意契約がなされ、水道組合に発注されているものが、なぜ非公開にしなければいけないのか。又、その金額は水道申込者に通知し、納付されている。その内訳書をなぜ非公開にしなければいけないのか。条例ばかり羅列しないで、条例第7条7号の中のどの文書で非公開出来るか示して欲しい。又、開示すればどんな支障があるか具体的に示して欲しい。

次に、実施機関発尼水経第39号の2の回答はおかしい。私は公文書公開を要求したにもかかわらず、実施機関の勝手な都合により、公文書でもないものを公文書の写しとして出されている。これも公開されていないのと同じであるから、要求する公文書を公開して欲しい。

以上の理由により非公開は不服である。

公文書非公開理由（後記）の2に対する意見

一法人が水道局の財産である庁舎を何の理由、必然性もないのに使用許可申請が出されたからといって毎年契約更新許可されるのは不自然である。使用許可書を見ると、18.9㎡を年間129,741円で賃貸料も世間相場よりも格段に安い。これは公営企業による一法人に対する利益供与である。当社も一法人であるので使用許可申請すれば地方自治法第238条の4の4により許可されるものであろうか。

現在も行っている行為に対しては何人から問われても説明が出来る様にするのが行政であり、過去からしているからとは理由にならない。

以上の様な重大な問題があるものを理由、経緯もなく、行政がするはずがないと考える。開示すれば不都合が生じるので不存在と回答していると思いますので実施機関に提出させて欲しい。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非公開理由説明書に記載した非公開理由は、次のとおりである。

- 1 条例第7条では、同条各号に掲げる情報について公開をしないことができると規定している。そして、尼崎市水道事業管理者は本件公文書の一部が条例第7条第4号及び第7号に該当すると判断をしたため、1 企業用財産許可申請書、3 配水管せん孔及び不断水せん孔工事の施工について及び5 配水管及び不断水せん孔工事委託契約書については部分開示とし、その余の各文書については、全部開示した。本件公文書の非開示部分について、1 企業用財産許可申請書及び5 配水管及び不断水せん孔工事委託契約書は法人等の印影部分を、3 配水管せん孔及び不断水せん孔工事の施工については設計金額に係る部分を非開示とした。以下、個別に非公開理由を説明する。

(1) 条例第7条第4号（法人等情報）該当性について

法人等の印影は、取引など当該法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、同号にいう「当該事業に関する情報」に該当するものといえる。法人等の代表者等の印は、契約書などに押印され、当該文書が正式なものであるかどうかの公信性を高めるために用いられ、これをどのような場合に、誰に対して使うかは、本来、当該法人等が業務の趣旨に応じて判断すべき、事業活動の自由によるべきものである。印影は、第三者に対し、一般に公表されているものとはいえ、印影の偽造や不正使用のおそれがあることから、慎重に保管がなされることが通例である。本件印影についても同様であり、印影の偽造等の可能性が生じることに鑑みれば、公開することにより、当該事業者の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれるものと認められる。

(2) 条例第7条第7号（事務事業執行情報）該当性について

入札をはじめ契約事務は、複数の者による競争を通じて、本市に最も有利な条件を提供するものを選択して契約することを目的とし、設計金額は、当該契約の予定価格の決定の基準として重要なものであり、公正な契約事務を執行するために厳正な守秘が必要とされるものである。

設計金額が公開されると、当該契約はじめ、同種の契約に関する設定方法や積算基準が類推され、契約事務の目的を損ない、又は同事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。

- 2 異議申立人の請求のうち「尼崎市水道局の庁舎内に尼崎市水道工事業協同組合が部屋をかりているのはなぜか、その理由、経緯」に係る公文書の公開請求については、同組合は、昭和33年から水道局庁舎内に事務所が設けられ、その後地方自治法の改正に伴い、同組合から事務所として同法第238条の4第4項の規定による企業用財産の使用許可の申請がなされ、同使用許可の更新が繰り返されてきたものであるが、同組合が水道局庁舎内に事務所を設置した理由及び経緯についてまとめた公文書は存在しないため、本件処分をしたものである。

第4 審査委員会の判断

1 本件公文書の内容等について

まず、本件公文書の具体的な内容について見ていくと、異議申立人の請求のうち「尼崎市水道局の庁舎内に尼崎市水道工事業協同組合が部屋をかりているのはなぜか、その理由、経緯、直近の賃貸契約書の一切」の部分に関して、実施機関は、(1)理由、経緯については、文書不存在を理由に非公開とし、(2)直近の賃貸契約書については、「1 企業用財産許可申請書 2 企業用財産使用許可書」を特定した上で、条例第7条第4号に基づき部分公開とした。

また、「尼崎市水道局が尼崎市水道工事業協同組合に、配水管のせん孔工事を独占して委託させている経緯、理由、法的根拠、契約に対する起案書、直近の委託契約書の一切」の部分に関しては、実施機関は、(3)経緯、理由、法的根拠については、「4 随意契約要望」(次の(4)の書類の一部(一番最後のページ)のもの。)を特定して公開とし、(4)契約に対する起案書については、「3 配水管せん孔及び不断水せん孔工事の施工について」を特定した上で、条例第7条第7号に基づき部分公開とし、(5)直近の委託契約書については、「5 配水管及び不断水せん孔工事委託契約書」を特定した上で、条例第7条第4号に基づき部分公開とした。

異議申立人の意見書によれば、これらの文書のうち、部分公開とされた上記(2)、(5)及び公開と決定された(3)は異議申立ての対象外であるから、(1)及び(4)に係る文書のみが異議申立ての対象である。そして、異議申立人は、(1)についてはその不存在を争い、(4)については部分公開を争っている。

2 (4)に係る文書の公文書該当性等の判断

異議申立人は、(4)に係る文書については、「設計金額に係る部分」がコンピュータ上で消去された上で出力されたものが異議申立人に公開されたため、当該文書が公文書ではないことを主張している。

実施機関が(4)に係る文書のうち「設計金額に係る部分」をコンピュータ上で消去したのは、その主張によれば、時間、労力、経費の軽減のためである。しかし、消去された箇所が判別できない形でこの文書が異議申立人に公開されたことは不適切であったと言わざるを得ない。このような文書を公文書でないといえるかどうかは異論のあり得るところであるが、実施機関が改めて非

公開部分を判別できるような形で異議申立人に(4)の文書の部分公開措置をやり直すことが妥当である。

3 (4)に係る文書の内容について

次に、異議申立人は、(4)に係る文書の非公開部分についても争っているが、実施機関はそれを「設計金額に係る部分」と一括し、条例第7条第7号に該当すると説明している。しかし、その「設計金額に係る部分」を個別具体的に見れば、「単価」、「金額」、「数量」、「適用」と種々の項目欄が存在し、しかもその中には既に公表されている図書から判明するものと、実施機関独自に算出した数字が混在していることが認められる。したがって、まずそれらについて整理を行い、その上で条例第7条第7号該当性の判断にあたっての基本的な考え方をまとめる必要がある。

なお、「公表されている図書」とは、「水道事業実務必携」(以下「図書A」という。)、 「土木工事積算単価表」(以下「図書B」という。)および「土木工事標準積算基準書」(以下「図書C」という。)である。図書Aは、全国簡易水道協議会において市販されており、図書Bおよび図書Cは、兵庫県において公開されている。

そこでまず「設計金額に係る部分」を個別具体的に見ていくと、

ア セン孔工事に関しては、

(ア) ライトバン1時間当たりの単価及びそれを算出する基礎となる数量、単価、金額及び摘要(第116号代価表)

(イ) 配管工、普通作業員、一般運転手、ライトバン、器具損料を加えた「直接工事費」の単価及びそれを算出する基礎となる数量、単価、金額及び摘要(第101号代価表他)

(ウ) 「直接工事費」の計に共通仮設費、現場管理費、一般管理費を計算して算出した「請負工事費」の単価(以下「設計単価」という。)及び計並びにそれを算出する基礎となる「直接工事費」の単価及び計並びに共通仮設費等の金額及び摘要(第1号内訳表他)

(エ) セン孔工事(予算)には、サドル式分水栓の形状寸法ごとの「設計単価」及び金額

(オ) セン孔工事(単価表)には、サドル式分水栓の形状寸法ごとの「設計単価」

イ 不断水せん孔工事に関しては、

(ア) 「直接工事費」の計に共通仮設費、現場管理費、一般管理費を計算して算出した「設計単価」及びその計並びにそれを算出する基礎となる「直接工事費」の単価及び計並びに共通仮設費等の金額及び摘要(第1号内訳表他)

(イ) 不断水せん孔工事(予算)には、不断水式割T字管の形状寸法ごとの「設計単価」及び金額

(ウ) 不断水せん孔工事(単価表)には、不断水式割T字管の形状寸法ごとの「設計単価」

が記載されている。

このうち、アの(ア)に記載されている数字は、すべて図書B又は図書Cに記載されているか、あるいは記載されている数字を使用すれば導き出されるものである。

次に、アの(イ)に記載されている数字のうち下表の 印のものは、図書B又は図書Cに記載されているもの、そこに記載されている数字を使用すれば導きだされるもの、又はアの(ア)から導き出

されるもののいずれかである。

種目	数量	単価	金額	摘要
配管工	レ		レ	
普通作業員	レ		レ	
一般運転手	レ		レ	
ライトバン	レ		レ	レ
器具損料	レ	レ	レ	レ
計			レ	

さらに、アの(ウ)に記載されている記述及び数字のうち、「共通仮設費」以下の摘要欄のうち算式（答えの部分を除く。）については、図書Aに記載されている。

そして、アの(ア)から(ウ)の残余の部分と、アの(エ)及び(オ)には、実施機関が独自で算出した数字が記載されている（上記の表のレの部分）。

また、同様にイの(ア)に記載されている記述及び数字のうち、「共通仮設費」以下の摘要欄のうち算式（答えの部分を除く。）は、図書Aに記載されており、イの(ア)の残余の部分と、イの(イ)及び(ウ)は、実施機関が独自で算出した数字である。

4 (4)に係る文書の条例第7条第7号該当性の判断

(4)に係る文書に記載されている以上の数字等のうち、まず、図書A、図書B、図書Cから判明する数字・算式及び図書B、図書Cから計算などにより導き出される数字（以下「公表図書から判明する情報等」という。）については、非公開とする理由は見当たらない。

実施機関は、もしこれらの数字や算式が公開されると「同種の契約に関する設定方法や積算基準が類推」され同種の契約締結事務の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずる旨を主張するが、実施機関はこの点について具体的な支障性の説明は行っていない。したがって、この実施機関の主張によりこれらの数字や算式の非公開を根拠づけることはできない。

次に、実施機関が独自で算出した数字については、実施機関は、上記非公開理由説明書及び意見陳述において、設計金額は契約の予定価格（なお、本件で問題となっている公文書には予定価格そのものは含まれていない。）を決定する基礎となるものであり、設計金額が公開されると関係者に予定価格を類推させ、契約がいわゆる「高止まり」になって、今後の契約に支障を来すと主張している。また、本契約は毎年反復継続して行われるものであるため、たとえ本件契約終了後であったとしても設計金額を公開することは今後の契約に支障を来すこと、及び本件で問題となっている設計金額は本市の他の機関の工事や兵庫県内の他の自治体においても使用されているものであり、他の自治体においても公開されていないことをも主張している。

これら3つの理由のうち、の主張は、実施機関が非公開とした「設計金額に係る部分」のうち図書Bに記載されている「単価」について述べられているものであり、「設計金額に係る部分」

(公表図書から判明する情報等を除く。)を非公開とする理由にはならない。

これに対し、の主張についてみれば、「設計金額に係る部分」のうち、公表図書から判明する情報等を除き、「設計単価」を含む実施機関が独自で算出した数字については、実施機関が主張するように、それが公開されれば予定価格を類推させ、契約がいわゆる「高止まり」になり、今後の契約締結事務に支障を来すことが十分に考えられる。

また、の主張についてみれば、本件随意契約が一回限りであれば別段、本件契約が毎年反復されるものであることを考慮すると、予定価格が類推されれば今後の同契約の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるものと認められる。この点でも、「設計金額に係る部分」(公表図書から判明する情報等を除く。)を公開しないことは妥当である。

ちなみに、本市の契約関係情報全般の公開の状況についてみると、公共工事の競争入札に関する予定価格や契約価格等は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づいて事後に公開され、また随意契約に関する契約金額の公開も行われている。しかし、競争入札及び随意契約における設計金額や随意契約における予定価格は、この法律上、公開対象とはされていない。それらの法律上公開対象とされていない情報を本市において公開するかどうかについては、契約の公正の確保の点からなお慎重な検討を必要とするところであり、公開すべきであるとの結論を現時点で採ることはできない。

一方、異議申立人は、随意契約で発注されている金額(この金額については、上記「5 配水管及び不断水せん孔工事委託契約書」で異議申立人に対して既に公開されている。また、当該契約が単価契約であることも識別できる。)や水道申込者に通知して納付させる金額の内訳書を非公開にする理由がないと主張するが、これらは、それぞれ実施機関が非公開とした「設計金額に係る部分」のことでなく、したがって、異議申立人のこの部分の主張はあたらない。

また、同じく異議申立人は本件契約が随意契約であることを理由に非公開の不当性を主張するが、随意契約であっても、実施機関の管理規程などによれば、実施機関は設計金額に基づき予定価格を設定し、見積りを徴収しており、しかも、競争入札であれば予定価格以下で複数の者による競争があるのに対して、随意契約ではそれが無いのであるから、そこでは予定価格は競争入札の場合に劣らず重要である。従って、随意契約であることを理由に、設計単価の公開を求めることはできない。

以上のように、実施機関が非公開とした「設計金額に係る部分」のうち、「設計単価」を含め実施機関独自に算出している数字については条例第7条第7号に掲げる情報に該当すると判断する。

5 (1)に係る文書の存否について

次に(1)に係る文書の文書不存在について判断する。

異議申立人は、重大な問題があることを理由、経緯もなく、行政がするはずがないとの理由から、(1)に係る文書の存在を主張しているが、実施機関は、非公開理由説明書においても意見陳述においても、同組合から事務所として同法第238条の4第4項の規定による企業用財産の使用許可の申請がなされ、同使用許可の更新が繰り返されてきたものであり、それらの「企業用財産許可申請書」及び「企業用財産使用許可書」は存在するが、同組合が水道局庁舎内に事務所を設

置した理由及び経緯についてまとめた文書は存在しないという説明を維持している。

本審査委員会としては、係争文書の有無を文書保管の現場で調査をする権限も人的資源も有しないので、この説明を是認せざるを得ない。

6 結論

上記の理由により、「第1 審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上